

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

## 令和 8 年度税制改正②～所得税

**Q** 昨年12月に令和8年の税制改正大綱が発表されました。この中で、所得税に関する改正のポイントはなんですか

### 解説

令和8年度の所得税に係る税制改正のポイントは、年収の壁の引き上げ、NISAの拡充、暗号資産の分離課税化、住宅ローン減税の見直しなどがあげられます。

#### 1. 年収の壁の引き上げ

- ①物価上昇に連動して基礎控除を引き上げる仕組みを創設します。
- ②令和8年と令和9年の時限措置ながら給与所得者の「課税最低額」を現行の103万円から173万円に引き上げます。
- ③この改正に伴い、配偶者控除・扶養控除などの所得要件が引き上げられます。

#### 2. NISAの積み立て投資枠の拡充

NISA口座の口座開設可能年齢の下限である18歳を撤廃し、0歳～17歳に対して、新たに積立投資枠（年間投資上限額：60万円、保有限度額：600万円）を設けます。時期については令和9年1月1日以降に開設されたNISA口座から適用します。

#### 3. 暗号資産の総合課税から分離課税への移行

暗号資産に係る所得に対しては、従来の総合課税（最大55.945%）から分離課税（20.315%）を適用し、損失については3年間の繰越控除が可能となります。

#### 4. 住宅ローン減税の見直し

- ①住宅ローン減税の適用期限を5年延長し、令和12年12月31日まで延長します。
- ②省エネ性能の高い一定の中古住宅については借入限度額を引き上げ、控除期間を10年から13年とします。

### 要するに…

今回の税制改正ではやはり年収の壁の問題に対する改正が大きいです。ただ、毎年金額の変更がありますので、注意が必要です。また貯蓄から投資への後押しとして、NISAや暗号資産の改正なども影響が大きいと思われます。